

農地の形状変更届出書、添付書類

提出部数	各1部
------	-----

受付期間: 随時

受付場所	番号	受付年月日
		年 月 日
農業委員会事務局		支所
(担当)		(課長) (担当)

[注意事項]

- 届出書及び誓約書は、届出者の自筆での署名（記名の場合は押印）が必要です。
- 届出書の提出等が、届出者本人でない場合は委任状が必要です。
- 届出内容について、事前に地区担当の農業委員、農地利用最適化推進委員に相談いただきますようお願いいたします。
- 添付書類については裏面をご参照ください。
- 各機関発行の証明書類は発行から3ヶ月以内の物をご用意ください。
- 証明書類の原本還付をご希望の場合は、窓口に「原本」と「添付用の写し」の2点をご提出ください。
- 書類の確認に時間がかかりますので、提出の際は時間に余裕をもって窓口にお越しください。

[対象農地]

- 農地法の規定による転用許可等が不要とされる農地の形状変更。次の各号のいずれかに該当するものについては適用しない。
 - ・ 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「改良法」という。)に基づく土地改良事業
 - ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為。ただし、当該行為後は原状回復することを原則とする。
 - ・ 盛土又は掘削の高さが1メートル以上若しくは隣接する道路面の高さを超える場合
 - ・ 農地改良の規模が3,000平方メートル以上となる場合
 - ・ 他法令(条例を含む。)の許認可等を要する場合
 - ・ 南丹市農業委員会会長が適用除外と認めた行為

[申請者記入欄] 以下の項目を確認し、該当する方にチェック(✓)を付けてください。

1	盛土又は掘削の高さが1m未満である	☐ はい	☐ いいえ
2	盛土の高さは隣接する道路面の高さを超えていない	☐ はい	☐ いいえ
3	形状変更する農地の面積は3,000㎡未満である	☐ はい	☐ いいえ
4	届出地は改良法による土地改良事業により整備された農地ではない	☐ はい	☐ いいえ
5	申請地は中山間地域等直接支払制度・多面的機能支払交付金の対象地ではない	☐ はい	☐ いいえ
6	農業委員・推進委員に事前に相談し、了承を得ている	☐ はい	☐ いいえ
連絡先	氏名	電話番号	備考

申請書・添付書類			発行 機関	チェック欄	
				申請者	事務局
1	農地の形状変更届出書		☆		
2	申請農地の登記事項証明書(発行から3ヶ月以内) ----- 全部事項証明書に限る 登記情報提供サービスから取得した場合、照会番号が載っているものが必要		法務局		
3	申請土地の公図(発行から3ヶ月以内)		法務局		
4	申請土地の位置図(住宅地図等で表示)		－		
5	整地・造成計画図(平面図・横断図・縦断図・求積表等)		－		
6	誓約書【別紙様式4】 ----- 誓約書については、届出者が自筆で署名すること(記名の場合は押印が必要)		☆		
7	地元関係者協議確認書 ----- 水利権者、用排水権者及び公道・里道等に関する関係機関の承諾書		☆		
必要に応じて添付する書類					
ア	土地所有者と耕作者が異なる場合	【別紙様式1】承諾書	☆		
イ	当該農地に他所より土を持ち込む場合	【別紙様式2】関係機関の意見書	☆		
ウ	申請地に隣接する農地がある場合 ----- 隣接農地の所有者・耕作者の承諾書	【別紙様式3】隣接農地の所有者等 承諾書	☆		
エ	代理人が申請する場合	委任状	－		

- 発行機関が「☆」の様式は事務局にあります。また、ホームページにも掲載されています。
- 以上の添付書類について、やむを得ないと認められる場合は、農業委員会長の判断により添付を求めないことがあります。

[申請記録(事務局記入用)]

[illegible]